

入札公告(建設工事)

次のとおり一般競争入札(政府調達協定対象外)に付します。

令和8年9月15日

公告 番号 第39号

分任契約担当
陸上自衛隊秋田駐屯地
第383会計隊長 佐藤 正和

1 工事概要

- (1) 工事名 宿舎照明設備改修工事
- (2) 工事場所 陸上自衛隊秋田駐屯地将軍野北宿舎
- (3) 工事内容 本工事は、以下の工事を行うものである。
照明器具改修、撤去等
- (4) 工 期 令和9年3月26日まで
- (5) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格(以下「防衛省競争参加資格」という。)のうち、「電気工事」で級別の格付を受け、東北防衛局に競争参加を希望していること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再度級別の格付を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の「電気工事」に係る等級(資格審査結果通知書の記3の等級)がC等級以上であること。
- (5) 平成22年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、同種の工事を施工した実績を有すること(建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)
- (6) 一般競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時点までの期間に、東北防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」(防整施(事)第150号。28.3.31)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者(受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。)又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
- (9) 東北管内に建設業法の許可(当該工事に対応する業種)に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。
- (10) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要

請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

- (11) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。業務従事者若しくは親会社等の国籍が、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒011-8611 秋田県秋田市寺内字将軍野 1 陸上自衛隊秋田駐屯地第 383 会計隊

担当 佐野(さの)

TEL 018-845-0125(内線 273)

FAX 018-845-0294

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間

令和 8 年 9 月 15 日から 10 月 2 日まで(行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号) 第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日(以下「行政機関の休日」という。)を除く。)の毎日、午前 8 時 15 分から午後 5 時まで(正午から午後 1 時までの間を除く。)

イ 交付場所

(1)の担当部局において交付を行うほか、東北方面会計隊ホームページに掲載している。
URL : <http://www.mod.go.jp/gsdf/neae/neahq/koukoku/fin/index.htm>

ウ 郵送による交付を希望する場合は、実費負担とする。

(3) 申請書及び資料の提出期限等

ア 提出期限 令和 8 年 10 月 2 日 午前 11 時 00 分

イ 提出方法 (1)の担当部局に持参又は郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)(以下「郵送等」という。)する。

(4) 入札書の受領期限等

ア 受領期限 令和 8 年 10 月 27 日 午前 11 時 00 分

イ 提出方法 (1)の担当部局に持参又は郵送等する。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和 8 年 10 月 28 日 午前 10 時 00 分

イ 場所 陸上自衛隊秋田駐屯地 幹部食堂

(6) 現場説明会

実施しない。

ただし、現場確認については随時受け付ける。(事前に、現場担当者と日時の調整をすること。)

現場(及び仕様書)担当者連絡先

秋田駐屯地管理科 担当 藤田 電話 : 018-845-0125(内線 416)

4 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 免除

ただし、落札者は、金融機関若しくは保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券によ

る保証又は履行保証証券契約の保証を付するものとする。

なお、契約保証金の額、保証金額または保証金額は請負代金額の **10分の1**（予決令第86条の調査を受けた者との契約については請負代金額の10分の3）以上とする。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

エ 「暴力団排除に関する誓約事項」の内容のとおり誓約した旨の入札書への記載がない場合又は誓約書の提出がない場合

※誓約事項の記載要領

「当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は、暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。」

(5) 入札開始前までに、必ず「建設工事に係る入札心得書等」及び「建設工事に係る標準契約書」を確認すること。確認をしたうえで、下記文言を入札書に必ず記載すること。

「上記の公告に対して「建設工事に係る入札契約心得等」及び「建設工事に係る標準契約書」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。」

(6) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(7) 代表者以外の者が入札に参加する場合は、入札時に委任状を提出すること。（当日委任状に押印している代理人の印鑑を持参すること。）

(8) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更を認めない。

(9) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うため、属紙様式1-1～1-11を作成して提出するものとする。

(10) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(11) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(12) 契約書作成の要否：要

(13) 必要に応じ、資料のヒアリングを行う。

(14) 前払金等

ア 請負金額300万円以上の場合、希望により前金払い可。その場合、請負金額の10分

の4以内の範囲で前金払に応じる。

イ 低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の2以内とする。

(15) 関連情報を入手するための照会窓口上記3(1)に同じ。

(16) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(17) 適用する特約条項

談合等の不正行為に関する特約条項

暴力団排除に関する特約条項

(18) 入札参加に要する費用は、入札参加希望者の負担とし、本入札が中止された場合であってもその補償を請求することができないものとする。